

長崎県建築物等木材利用促進方針

平成 23 年 4 月 14 日

一部改正 令和 2 年 6 月 9 日

一部改正 令和 4 年 5 月 12 日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。)に即して、法第 11 条第 1 項の規定に基づき、長崎県域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第 1 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する機能を持続的に発揮させていくことが、極めて重要である。

県産木材(県内で生産された木材をいう。)をはじめとした木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備に繋がり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や、衝撃を緩和する効果が高等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が少なく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないという特性(カーボンニュートラル)を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することは、健康的で温もりのある快適な生活空間を提供し、循環型社会の形成にも貢献することから、脱炭素社会の実現に資するものである。

第 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 県又は市町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 県又は市町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、県又は市町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

2 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図る。

建築物の構造は、県内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化の検討を行い、内外装の木質化も併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を検討する。

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内外装の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

3 役割

(1) 県（木材利用担当課）

県は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、国の基本方針に即して県方針を定め、県内市町へ通知を行い、市町方針の策定に対する支援等を行う。

また、県関係部局、市町及び民間の事業者に対して、建築物の整備の計画・実績の調査を行い、林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提

案と品質の確かな木材の安定供給に努めるとともに、建築物を整備する民間の事業者や県民に対して、木材利用についての普及啓発を関係機関と連携して取り組むものとする。

また、県が整備する公共建築物における木材利用を促進するため、関係部局を対象とした「木材利用推進会議」を必要に応じて開催するものとする。

なお、県の関係部局については、別に定めるものとする。

(2) 市町

市町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、木材利用の促進に向け市町方針を定め、県及び林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行うものとする。

(3) 民間の事業者

建築物を整備する事業者、林業従事者（素材生産者）、木材製造業者その他の関係者は、県方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、県及び市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力し、連携して建築物等における木材の利用の促進に努めるものとする。

第3 県が整備する建築物における木材の利用の目標

1 木造化

県は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として全て木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するものとする。

2 内外装の木質化

県は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するものとする。

3 その他の木材利用

県は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成25年法律第48号）の主旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項の環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

4 県が補助する公共建築物等

県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解

を求め、可能な限り 1 ～ 3 に準じた木材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第 4 建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、県及び市町は、林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

第 5 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討にあたっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能である（「木造計画・設計基準」平成 29 年 3 月 29 日国営整 243 号）ことも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、建築物における木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入にあたっては、ボイラー等の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコストやその体制についても考慮する。

2 県・市町の関係部局の役割

関係部局は所管する公共建築物において、木材の積極的な利用に努め、その所管する事業について、補助事業等を含め木材の利用を促進する。

3 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等

県は、法第 13 条に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中・大規模木造建築物の設計及び施工事例や先進的技術の情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の実施に努めるものとする。

また、建築物の計画にあたっては、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の情報提供に努めるものとする。

4 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページで公表し、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

5 県民への意識醸成のための普及啓発の取組

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民に対しての普及啓発が不可欠であることから、県は建築物等における木材の利用の促進の意義及び利用事例等についてわかりやすく示していく必要がある。

特に法第 9 条に定められる木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）においては重点的に、県・市町及び民間の事業者が連携し、建築物等における木材の利用の促進の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。